

厚生労働省 群馬労働局発表
令和6年9月4日（水）

【照会先】

最低賃金

群馬労働局労働基準部賃金室
室長 根岸 義久
室長補佐 摩庭 精一
(電話027-896-4737)

業務改善助成金

群馬労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 中野 直美
助成金係長 田中 久美
(電話027-896-4739)

報道関係者 各位

— 「群馬県最低賃金」は10月4日から時間額985円に引き上げ—

1 群馬労働局長（上野康博）は、群馬地方最低賃金審議会（会長：谷口聡高崎経済大学教授）からの答申を受け、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）を50円引き上げて時間額985円とする改正決定を行い、令和6年9月4日付けで官報公示を行いました。

これにより、群馬県最低賃金は、令和6年10月4日から時間額985円に引き上げられることとなります（資料1）。

2 群馬県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

3 今後、群馬労働局においては、改正後の最低賃金の周知と履行確保に努めてまいります。

さらに、社会保険適用拡大にあたり、中小企業を中心とした人手不足の解消や多様な人材確保に資するよう、中小企業の支援に繋がる業務改善助成金をはじめとした各種助成金等の周知と利活用促進に取り組んでまいります（資料2）。

【参 考】

1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間額	835円	837円	865円	895円	935円

2 最低賃金制度

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

3 最低賃金の対象となる賃金

対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

4 特定最低賃金（産業別最低賃金）

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、この場合、金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、「特定最低賃金」の改正については、今後、群馬地方最低賃金審議会で審議を行うこととしています。

群馬県の特定最低賃金	現行の時間額
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	1,017円
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	1,006円
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,006円
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,006円

今年も変わります！最低賃金額！

 厚生労働省
群馬労働局

群	馬	県	
最	低	賃	金



令和 6年 10月 4日 から！

前年比
50円UP

9

8

5

時間額
円

正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と
雇う人のためのルールです！

最低賃金

業務改善助成金



裏面・HP

最低賃金に関するお問い合わせは群馬労働局もしくは最寄りの労働基準監督署へ

群馬労働局労働基準部賃金室 ☎ 027-896-4737

Web

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_tingin.html



業務改善助成金のお問い合わせ

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

業務改善助成金の申請先

群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739

Web

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 2 日給の場合 $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 3 月給の場合 $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 4 上記1~3の組み合わせの場合
例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合
それぞれ上記の1、3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

業務改善助成金



中小企業事業者の皆さんご存知ですか？

業務改善助成金（賃金引上げ支援のための助成金）は、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年8月30日

担 当	【照会先】 雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官 助成金係長	中野 直美 田中 久美 027-896-4739

報道関係者各位

社会保険適用拡大等に伴う対策への集中的な取組を実施します ～ 多様な人材確保に役立つ各種助成金の活用を ～

群馬労働局（局長 上野 康博）は、令和6年10月からの地域別最低賃金引上げや社会保険適用拡大にあたり、中小企業を中心とした人手不足の解消や多様な人材確保に資するよう、9月を「取組強化月間」と位置づけ、中小企業の支援に繋がる各種助成金等の活用を推進します。労働局において、9月を中心に集中的な周知・広報を行い、事業者団体や中小企業事業者等に対し、事業者の取組に合った国の支援策の活用をご案内していきます。

<事業者の取組と国の支援策>

事業者の取組	国の支援策
人材の活用	
・短時間労働者の労働時間の延長	○106万円、130万年円の“年収の壁”を解消するためのキャリアアップ助成金の支給 (労働時間延長メニュー：最大30万円)
・育児休業取得者等の業務代替者への手当支給	○育児休業取得者等の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や代替要員を新規雇用した場合に両立支援等助成金の支給（手当等支給：最大125万円）
生産性向上に向けた設備投資	○生産性向上・労働能率増進のための設備投資を行うにあたっての業務改善助成金の支給（最大600万円）

<群馬局労働局の取組>

- ・地元メディアを活用した取組促進及び助成金の活用勧奨
- ・各事業者団体に対し助成金リーフレット等を送付し、会員企業への周知を依頼
- ・働き方改革に関する包括連携協定を締結している金融機関を対象とした研修会を開催し、県内企業へ各種助成金の活用促進について周知を依頼
- ・個別企業訪問による取組促進及び助成金の活用勧奨 等

< 助成金の活用例 >

キャリアアップ助成金

< 小売業 >

課題：年収の壁を意識して就業調整をするパート従業員が増加。人材確保に苦慮。

対応：パート従業員の労働時間延長 + 賃金引上げを実施し社会保険加入

成果：社会保険の加入、賃上げにより処遇が改善され、口コミでパート従業員への応募者が増えた。

助成：助成額 90万円

労働時間延長メニューを活用 パート従業員3人に実施 (30万円×3人)

【問合せ先】

群馬労働局
職業安定部
職業対策課

027-210-5008

(別添資料1、2)

両立支援等助成金

(代替要員を確保せずに業務見直し、周囲の社員が育児休業取得者の業務をカバーする場合)

< 医療機関 >

課題：育児休業取得予定者が気兼ねなく休業を取得できるよう対策したい。

対応：業務代替者に対する賃金割増制度の整備

業務代替者に対する賃金の増額

成果：育児を支える職場環境が整備され、職場へ気兼ねなく育児休業を取得できるようになった。

助成：助成額 35万円

(業務体制整備経費5万円 + 業務代替手当30万円)

4/1～7/31までの4か月間の育児休業のうち、4～6月の3か月にわたり5人が業務代替し、期間中に1人あたり1か月3万円手当(助成3/4)を支払った場合 10万円/月上限

【問合せ先】

群馬労働局
雇用環境・均等室

027-896-4739

(別添資料3)

業務改善助成金

< 小売業・飲食業 >

課題：手作業で料金精算をしていたため、時間がかかる上に金額の間違いも生じていた。設備投資による業務効率化を検討した。

対応：POSレジシステムの導入

成果：スピーディーに精算業務ができ、営業終了後の集計業務の短縮。従業員のシフトも組みやすくなった。

助成：助成額：64万円(経費の4/5) 賃金引上げ額：30円
対象労働者：5人 導入経費：80万円

【問合せ先】

業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

【申請先】

群馬労働局
雇用環境・均等室
027-896-4739

(別添資料4)

< 支援機関の活用例 >

群馬働き方改革推進支援センター

課題：最低賃金の引上げに、どう対応すればよいか苦慮していた。

対応：専門家の訪問コンサルティングを活用

成果：キャリアアップ計画の認定を受け、会社の実情に合った賃金規定の改定を行うことができた。

【問合せ先】

群馬働き方改革
推進支援センター
0120-486-450

(別添資料5)

年収の壁対策として

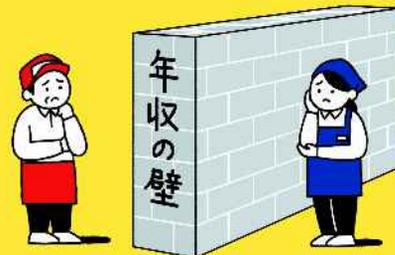
労働者 1 人につき **最大 50 万円** 助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.gov.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

令和 6 年 10 月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1 人当たり助成額
賃金の 15% 以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1 年目 20 万円 (注)
賃金の 15% 以上を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2 年目 20 万円 (注)
賃金を 18% 以上増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3 年目 10 万円

(注) 1, 2 年目は取組から 6ヶ月ごとに支給申請 (1 回あたり 10 万円支給)

社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額 10.4 万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1 人当たり助成額
4 時間以上	-	30 万円
3 時間以上 4 時間未満	5% 以上	
2 時間以上 3 時間未満	10% 以上	
1 時間以上 2 時間未満	15% 以上	

助成額は中小企業の場合。大企業の場合は 3 / 4 の額。

(2) 4 時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
1 年目に (1)、2 年目に (2) の助成も受給可 (併用メニュー)。
(上述を除き、1 人に対して 2 つのメニューの助成は受けられません。)

令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の 6 か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前 にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和 6 年 10 月 1 日加入の場合、同年 9 月 30 日まで)。
- ・取組を 6 か月間継続した後、2 か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

< 例 > パート従業員全員 (40 人) の時給を 5% UP (例: 1,000 円 1,050 円) させる場合

・新たに社会保険に加入するパート従業員	8 人	} 賃金規定等改定コース
うち、労働時間を延長できる	3 人	
うち、労働時間の延長が難しい	5 人	
・既に社会保険に加入しているパート従業員	32 人	5% 賃上げ

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の、の両方に該当する方ですか。
 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

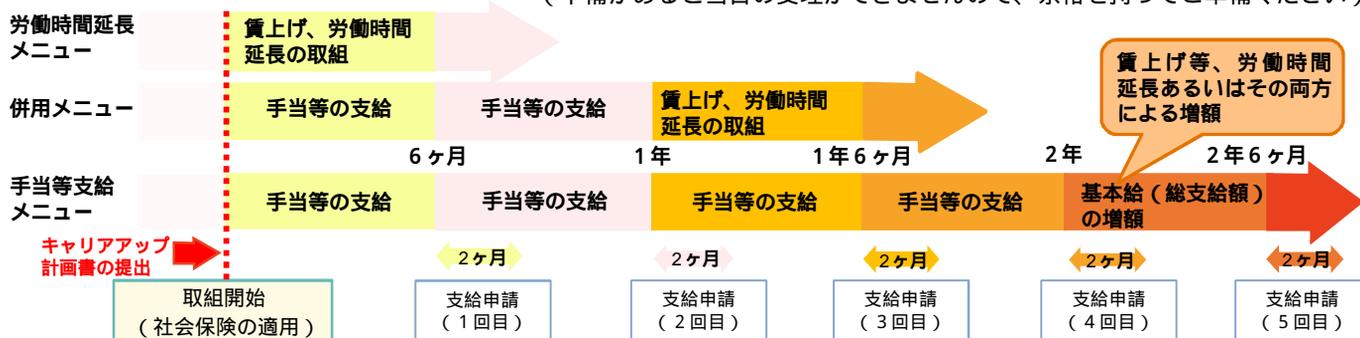
社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
 本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書 を事前に作成・提出しましょう！

雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。
 （不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。） 厚生労働省公式HP



厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

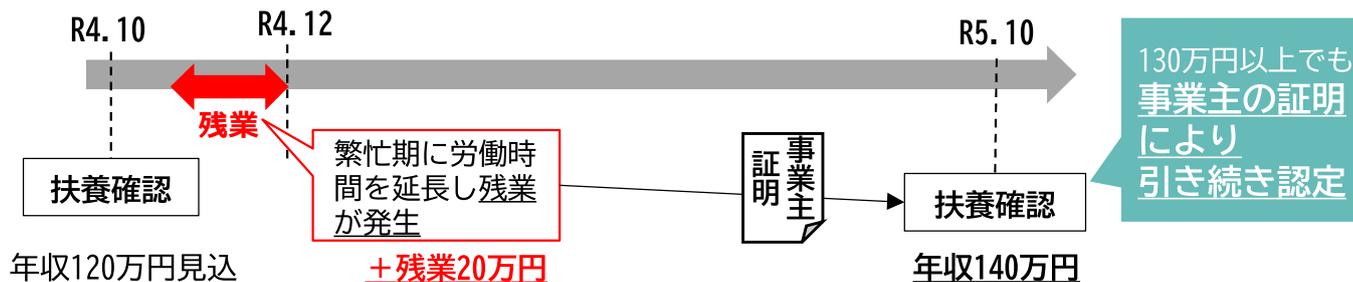


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します

～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～

「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024（令和6）年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業（産後休業から引き続き休業する場合は、産後休業）または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充 ① 育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

- 代替業務の見直し・効率化
- 手当制度等を就業規則等に規定
- 7日以上の子育て休業取得
- 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大125万円）

- 業務体制整備経費：5万円
（育休1か月未満の場合は2万円）
- 手当支給総額の3/4（※1）
（上限10万円/月、12か月まで）

※1 プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増されます。

新設 ② 短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

（主な支給要件）

- 代替業務の見直し・効率化
- 手当制度等を就業規則等に規定
- 1か月以上の短時間勤務利用
- 業務代替者への手当等の支給

以下①②の合計額を支給
（最大110万円）

- 業務体制整備経費：2万円
- 手当支給総額の3/4
（上限3万円/月、子が3歳になるまで）

拡充 ③ 育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

（主な支給要件）

- 代替要員を新規雇用または派遣で確保
- 7日以上の子育て休業取得
- 代替要員が業務を代替

代替期間に応じた額を支給（※2）

最短：7日以上14日未満 9万円
最長：6か月以上 67.5万円

※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が加算されます。
7日以上14日未満：11万円、6か月以上：82.5万円など

A. 有期雇用労働者加算

①～③の助成金の対象の育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限りです。

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。

※最初の**1回に限り対象**となります。

注意事項

- 助成金の対象となるのは**中小企業事業主のみ**です。
※中小企業の範囲は、下記の表を参照してください。
- **支給人数・年数の上限**は、①～③の助成金を全てあわせて
 - ・**育児休業取得者と制度利用者の合計で1年度10人まで**
 - ・**初回の対象者が出てから5年間**となります。
- 同一労働者の**同一の子に係る育児休業**については、**①と③の助成金はいずれか一方かつ1回のみ対象**となります。また、**同一の子に係る短時間勤務も、②の助成金は1回のみ**利用可能です（ただし、支給申請は1年ごとに行います）。
- ①③の助成金は、**同一の育児休業について**、
 - ・**出生時両立支援コース（第1種）**
※男性の育児休業（子の出生後8週間以内、連続5日以上）が対象
 - ・**育児休業等支援コース（育休取得時、職場復帰時）**
※男女の育児休業（連続3か月以上）が対象のいずれか一方と**併用可能**です。

中小企業の範囲 ➤ 主たる事業ごとに、以下に該当する場合に中小企業と扱われます。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



令和 6 年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和 6 年 12 月 27 日
(事業完了期限：令和 7 年 1 月 31 日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のヒントを集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間や手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

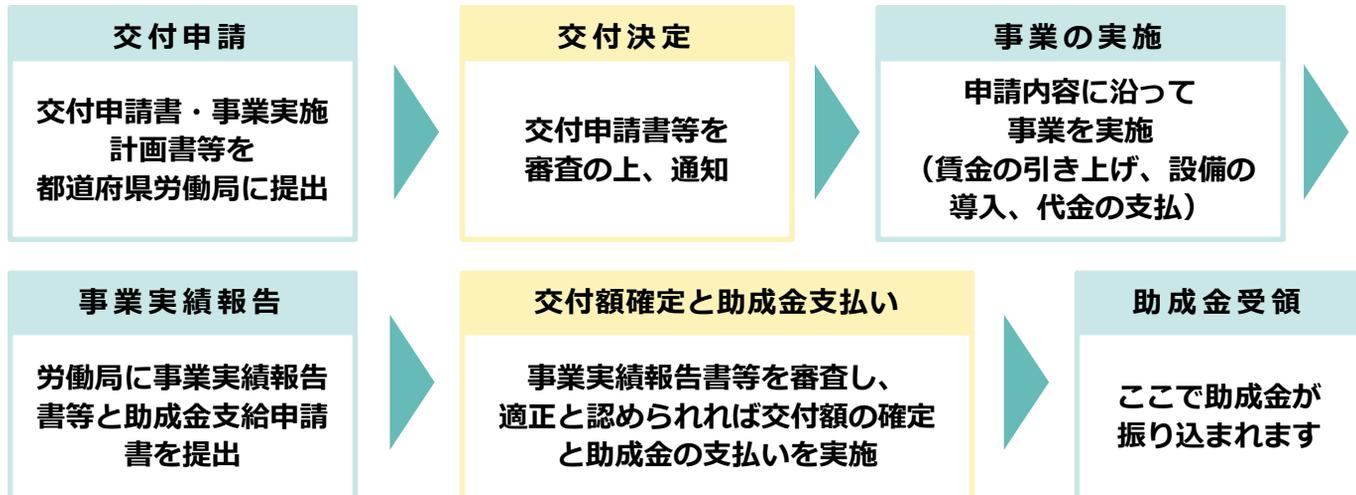
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回**までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

令和6年度 厚生労働省 群馬労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクール Plus）

群馬働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を **無料で支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 運輸・建設業の2024年問題！
どうしたら良いの？
- 同一労働同一賃金！
よくわからない
- 業務効率化から始めたい
- 生産性向上で賃金アップ
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

ワン・ストップ 無料相談

無料

個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料

セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEB
セミナーを多数用意しております。

無料

常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。



中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

群馬働き方改革推進支援センター

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋 26-9 八兵衛ビル 3階

電話

0120-486-450

ファックス

027-212-4718

E-mail

gunma@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター

*当センターには専用駐車場もございます。来所の際、ご案内致します。

*実施期間：令和6年4月8日～令和7年3月31日

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後6時

裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

相談をご希望の方はお電話ください。

 **0120-486-450**

QRコードで申し込みの方

右記のQRをスマホで読み取り
フォームを入力してください。



相談申込書 (以下を記入の上 FAXでお送りください)

 **027-212-4718**

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、gunma@task-work.com へ下記内容をお送りください。

事務所名・所属		
ご担当者名		
ご連絡先	住所	〒 -
	電話	() -
	Email	@
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 (非正規社員の待遇改善) <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 (上限規制の対応含む) <input type="checkbox"/> 仕事と育児や介護の両立支援 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引き上げ <input type="checkbox"/> 職場風土 (ハラスメント防止等) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 人材不足対応 (育成含む) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	自由記述	
お答えの方法	<input type="checkbox"/> 専門家による訪問 <input type="checkbox"/> センターへの来所 <input type="checkbox"/> オンライン相談 <input type="checkbox"/> 電話・メール・FAXでの回答	

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。希望される専門家(HP参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。